

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
--------------	---------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
個別目標 1	医療従事者を養成すること	
	(主な事務事業) ・看護師養成所等の指定等	
個別目標 2	出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援すること	
	(主な事務事業) ・医師再就業支援事業	
個別目標 3	看護職員の離職の防止・再就業を支援すること	
	(主な事務事業) ・看護職員確保モデル事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の指定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。		
2 根拠法令等 ○看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)等		
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室	医政局指導課、歯科保健課、看護課、医薬食品局総務課	

2. 現状分析

これまでに「医師の需給に関する検討会」や「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」等により推計された医療従事者の需要と供給の見通しでは、現在医療従事者は充足している状況にはなく、今後医療従事者の需要が増加することが示されている。

とりわけ医師数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要がある。厚生労働省において本年6月においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医師の需給につき、医師不足の現状にかんがみ、総体として医師養成数の増加及び医師養成環境の整備をはかることとしているが、今後とも着実な実施に努めていく必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就業医師数(単位:人) (一)	—	256,668	—	263,540	—
2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上)	—	42,040 【108%】	—	45,222 【107.6%】	—
3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上)	—	—	—	84	207 【246.4%】
4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上)	772,407 【104%】	797,233 【103.2%】	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	集計中
5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上)	18,945 【99%】	16,830 【88.8%】	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・ 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)では、2004年「医師不足量」を9000人としている。 ・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 ・ 指標4及び5は、医政局看護課調べによる。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年1月に公表予定。 ・ 指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html					

施策目標の評価

【有効性の観点】

医療従事者の確保を図るために、新たな医療従事者の養成を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。

【効率性の観点】

医療従事者の確保の観点から、すでに免許を有しているが就業していない者の復職の支援を行うために、女性医師及び看護職員について再就業の支援を行う施策が実施されており、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。

【総合的な評価】

医療従事者は毎年着実に増加しているが、今後も適正に医療が供給できるよう医療従事者を確保していく施策を実施していく必要があると考えられる。また、産婦人科、小児科などの診療科を中心に、多くの地域で医師不足問題が深刻になっており、地域に必要な医師を確保することは喫緊の課題である。平成19年度には、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策」や本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、各般の幅広い施策を実施していく必要がある。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
医療従事者を養成すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	医師の就業者数(単位:人)(一)	—	256,668	—	263,540	—
2	歯科医師の就業者数(単位:人)(一)	—	92,696	—	94,593	—
3	薬剤師の就業者数(単位:人)(一)	—	241,369	—	252,533	—
4	保健師の就業者数(単位:人)(一)	45,976	46,024	46,764	47,088	集計中
5	助産師の就業者数(単位:人)(一)	25,724	26,040	27,047	27,352	集計中
6	看護師、准看護師の就業者数(単位:人)(一)	1,196,750	1,220,529	1,234,598	1,258,605	集計中
7	理学療法士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	23,815.4	25,948.7	28,508.5	31,385.7	集計中
8	作業療法士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	13,502.4	15,206.9	17,070.2	19,202.5	集計中
9	視能訓練士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	2,307.3	2,463.9	2,564.9	2,699.6	集計中
10	言語聴覚士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	3,893.5	4,545.2	5,197.8	5,987.2	集計中
11	義肢装具士の新規免許登録者数(単位:人)(一)	115	100	93	124	114
12	歯科衛生士の就業者数(単位:人)(一)	—	79,695	—	86,939	—
13	歯科技工士の就業者数(単位:人)(一)	—	35,668	—	35,147	—
14	診療放射線技士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	34,167.0	34,886.7	35,484.3	36,112.2	集計中
15	臨床検査技士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	44,969.3	45,168.1	45,676.8	45,935.3	集計中
16	臨床工学技士の従業者数(病院)(単位:人)(一)	8,094.0	8,743.3	9,405.4	10,029.4	集計中
17	救急救命士の資格取得者数(単位:人)(一)	25,157	27,365	29,683	31,440	集計中
(調査名・資料出所・備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1～3は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標4～6は、医政局看護課調べによる。なお、平成19年については、現在集計中であり、平成20年12月に確定値等公表予定。 ・ 指標7～10及び14～16は、「病院報告」(大臣官房統計情報部調べ)(各年の10月1日現在)によるが、平成19年については、集計中であり、平成20年10月に公表予定。なお、就業者数を常勤換算で算定しているため、数値に小数点が含まれている。 ・ 指標11は、医政局医事課調べによる。なお、平成18年12月31日現在の義肢装具士免許取得者の総数は、3,187人。 ・ 指標12及び13は、「衛生行政報告」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)によるが、平成19年については集計中であり、平成20年10月に公表予定。 ・ 指標17は、医政局指導課調べによる。 						
【参考】厚生労働省ホームページ						
http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html						

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 看護師養成所等の新規指定数(単位:施設)(一)	16	7	16	8	14
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、医政局調べによる。なお、内訳は、平成15年は看護師養成所16、保健師助産師養成所0、平成16年は看護師養成所7、保健師助産師養成所0、平成17年は看護師養成所12、保健師養成所3、助産師養成所1、平成18年は看護師養成所8、保健師助産師養成所0、平成19年は看護師養成所11、保健師養成所3、助産師養成所0である。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 看護師等養成を確保するため養成所を新規指定する施策については毎年新たに新規の看護師養成所等が認定されているため、個別目標の達成に向けて着実に事業が取り組まれていると評価できる。 また、各職種の就業者についても全般的に増加しており医療従事者の供給が着実に進んでいるものと評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	看護師養成所等の指定等				
実施主体	本省、(厚生局)、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
概要:看護師等の医療従事者の養成施設の指定等を行うもの。					

個別目標2 出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援すること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就業女性医師数(単位:人)(前回調査時以上)	—	42,040 【108%】	—	45,222 【107.6%】	—
2 女性医師バンクの再就業支援件数(単位:人)(前年度以上)	—	—	—	84	207 【246.4%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標2は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 病院内保育所運営事業における運営費補助箇所数(単位:箇所)(一)	1,001	990	1,005	920	1,035

(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、医政局看護課調べによる。なお、運営費については、公立医療機関及び公的医療機関については一般財源化されており、上記数値は補助金の対象となっている民間病院のみの数である。	
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 医師総数に占める女性医師の割合は約15%であるが、近年、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数は増加していくと予想される。女性医師は出産や育児により労働時間が短くなる傾向があり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、女性医師バンクにおいて、平成19年度において207人の新規登録者に対し、医療機関に対する環境整備等に関する啓発普及等及び求人者と求職者の立場で様々な事情及び要望に対しきめ細かな就業相談に応じることができるとしているコーディネーターによる就業相談を実施し、再就業の支援を行ったところであり、個別目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 また、子どもを持つ女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の補助等を行い、女性医師の多様な就業を支援しており、個別目標の達成に向けて着実に事業が実施されていると評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	医師再就業支援事業
平成19年度 予算額	96百万円(定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：女性医師バンクにおいて、コーディネーターによるきめ細かい就業相談等や求職者に対する再就業先の斡旋を行うなど、女性医師のライフステージに応じた多様な就労を支援するもの。	
事務事業名	病院内保育所運営事業
平成19年度 予算額	1,333百万円(補助割合：[国1/3][県1/3][事業者1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：看護職員等の勤務の特殊性に鑑み、子供を持つ看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部について補助を行うもの。	

個別目標3 看護職員の離職の防止・再就業を支援すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	就業看護師数(単位：人) (前年度以上)	772,407 【104%】	797,233 【103%】	822,913 【103%】	848,185 【103%】	集計中
2	看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位：人) (前年度以上)	18,945 【99%】	16,830 【89%】	16,107 【96%】	16,227 【101%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び2は、医政局看護課調べによる。						

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 病院内保育所運営事業における運営費補助箇所数(単位:箇所)(一)	1,001	990	1,005	920	1,035
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、医政局看護課調べによる。なお、運営費については、公立医療機関及び公的医療機関については一般財源化されており、上記数値は補助金の対象となっている民間病院のみの数である。					
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 看護職員の就業者数は毎年着実に増加しているところであるが、約55万人ともいわれる、資格を保有していながら就業していない、いわゆる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を行う看護職員確保モデル事業や多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集紹介を行うとともに医療機関の人事労務担当者に対する普及研修を実施する中央ナースセンター事業などにより再就業を促進する等、潜在看護師の再就業が進んでいることから個別目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 また、子どもを持つ看護師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の補助等を行い、離職防止や再就業を支援しており、個別目標の達成に向けて、着実に事業が実施されていると評価できる。					

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	看護職員確保モデル事業
平成19年度 予算額	101百万円(定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図るもの。	
事務事業名	病院内保育所運営事業
平成19年度 予算額	1,333百万円(補助割合:[国1/3][県1/3][事業者1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:看護職員等の勤務の特殊性に鑑み、子どもを持つ看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部について補助を行うもの。	

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 ー%
指標2	目標達成率 ー% (平成18年 108%)
指標3	目標達成率 246%
指標4	目標達成率 ー% (平成18年 103%)
指標5	目標達成率 ー% (平成18年 101%)
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
指標1及び2は、隔年調査による数値であり、平成19年の数値がないため。	
指標4及び5は、現在集計中であるため。	

<p>2 評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）</p> <p>（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>（ロ）見直しを行わず引き続き実施</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>（理由）</p> <p>現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。</p> <p>平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。</p>
--

<p>3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）</p> <p>（施策目標に係る指標）</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>（個別目標に係る指標）</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>（理由）</p>
--

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
 平成18年6月13日参議院厚生労働委員会において、健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、医療・介護提供体制の見直しに伴い必要となる看護職員を確保するために、離職防止対策やナースセンター事業の推進を始めとした看護職員確保対策を講ずることとされている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 5つの安心プラン（平成20年7月29日政府発表）
 ○健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
 救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
 平成20年3月28日付けの「政策評価の点検結果」において、「設定されている指標と政策目的との関係が必ずしも明らかでなく、両者の関係をより明確化することが必要」との指摘を受けたことから、よりの確な政策評価を行うべく、施策目標に係る指標に「女性医師バンクの再就業支援件数」及び「看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数」を追加したものである。
- ④会計検査院による指摘
 なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 「医師の需給に関する検討会」（平成18年7月）、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」（平成18年12月中間報告）、「薬剤師需給の予測について」（平成14年9月、薬剤師問題検討会）、「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」（平成17年12月）、「医療関係者審議会理学療法士作業療法士部会」（平成12年11月）、「視能訓練士需給計画検討会」（昭和62年12月）、「歯科技工士養成のあり方に関する検討会」（平成13年9月）
 ※（ ）内の時期は、報告書を取りまとめた時期である。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。